

西宮市営住宅家賃減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)、西宮市営住宅条例(平成8年条例第44号。以下「条例」という。)第23条及び同条例施行規則(平成8年規則第14号。以下「規則」という。)第23条の規定に基づき、普通市営住宅、従前居住者用住宅、コミュニティ住宅(条例第9条第2項第1号該当は除く)及びJR西宮駅北地区住環境整備事業で建設する住宅の家賃、割増賃料及び物置使用料の減免について別に定めがあるもののほか、その実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象)

第2条 家賃の減免は、入居者(同居許可者を含む。以下同じ。)が次の各号の一に該当する場合を対象とする。

- (1) 入居者の収入基準月額(継続的な課税所得に、非課税所得となっている年金、給付金等を加算し、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号の例により算出した額をいう。以下同じ。)が80,000円以下のとき。
- (2) 入居者が疾病(負傷によるものを含む。以下同じ。)にかかり、収入基準月額から市長が当該療養に要すると認定した経費(診察料、投薬料等の処置に要する費用及び入院に要する費用の合算額から給付金等(収入基準月額算出の際加算したものを除く。)を控除したものをいう。)の月額を控除した額が80,000円以下のとき。
- (3) 入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助を受けている場合で、当該市営住宅の家賃が住宅扶助の基準額を超えているとき。
- (4) 入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助を受けている場合で、入居者全員が入院加療のため又はこれに準じる理由により住宅扶助を停止されたとき。
- (5) 入居者の収入が退職又は廃業を伴わず減少したことにより、条例第20条第5項に定める収入認定の更正を行わないときであって、当該入居者の収入基準月額が80,000円以下のとき。

(減免額)

第3条 家賃の減免の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号、第2号又は第4号に該当する場合は次に掲げる表の左欄に該当する区分に応じ、右欄の減免率を家賃の月額に乗じて得た額(100円未満切り上げ)とする。ただし、減免後の家賃が6,000円未満になる場合にあつては、6,000円を家賃額とする。

収入基準月額	減免率
44,000円以下	50%
40,001円以上 60,000円以下	30%
60,001円以上 80,000円以下	10%

- (2) 前条第3号に該当する場合は、家賃と住宅扶助額との差額相当額を減額する。
 - (3) 前条第4号に該当し、入居者が退去を予定する場合であって、退去準備期間が必要と認められる場合は、第1号の規定にかかわらず、家賃を6ヶ月に限って免除する。ただし、福祉事務所長より免除期間延長の要請があった世帯については最大6ヶ月の延長を行う。
 - (4) 前条第5号に該当する場合は、入居者の減少後の収入に基づいて算出した収入基準月額に対応する第1号に掲げる表の左欄に該当する区分に応じ、右欄の減免率を条例第21条第1項に基づき算出された家賃の月額に乗じて得た額(100円未満切り上げ)とする。ただし、減免後の家賃が6,000円未満になる場合においては、6,000円を家賃額とする。
- 2 入居者がこの要綱に定めるもののほか他の減免事由にも該当する場合は、どちらか有利な方を適用する。

(割増賃料の免除)

第4条 収入超過者が第2条第2号に該当する場合は、割増賃料を免除する。

(減免の手続)

第5条 家賃の減免を受けようとする者は、市営住宅家賃・割増賃料等減免申請書(様式第18号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 官公署の発行する収入を証する書類(住民税決定証明書、所得証明書等)
- (2) 給与所得者は、給与等の支払金額について給与支払者の発行する証明書
- (3) 事業所得者は、確定申告書等
- (4) 年金、恩給等の受給証書の写し
- (5) 退職又は廃業した場合は、その証明書
- (6) 生活保護受給者は、福祉事務所長の証明書
- (7) 疾病、災害等については、関係機関のその事実を証明する書類
- (8) 世帯に心身障害者のいる場合は、障害の程度が解る書類の写し
- (9) 仕送りその他生計費の出所を明らかにする書類
- (10) その他市長が特に必要と認めた書類

(減免の決定及び通知)

第6条 市長は、減免申請があった場合は、当該申請に基づいて実態調査及び審査を行い家賃及び減免期間を決定し、市営住宅家賃・割増賃料等減免承認(不承認)書(様式第20号)により申請者に通知する。

- 2 前項の減免期間は、減免申請書受理の日の属する月の翌月から1年を超えない範囲内とする。ただし第3条第3号の場合を除く。
- 3 第3条第3号の免除期間が次年度に及ぶ場合には、次年度の当初に再度免除期間を通知する。

(減免の廃止及び決定の取消し)

第7条 減免事由が消滅した場合は、その消滅した日の属する月の翌月から減免を廃止する。虚偽の申請により家賃の減免の決定を受けたものについてその事実が判明したときは、直ちに決定を取消し、すでに減免を受けた家賃を納付させるものとする。

(実施細目)

第8条 この要綱について必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

(実施日)

- 1 この要綱は、昭和59年8月1日から実施する。
- 2 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成3年10月1日から実施する。
- 5 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 7 この要綱は、平成27年1月1日から実施する。ただし、平成27年4月1日以前に旧要綱第5条第8項の規定によって提出した書類は、この要綱の相当規定によって提出したものとみなす。
- 8 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 9 この要綱は、平成29年8月1日から実施する。
- 10 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。